

7月1日から

空き家等の適正管理に関する 条例が施行されます。

■ 問合せ
総務課防災安全室
☎ 47-8000

平成24年度 南越前町 空き家実態調査結果

- ① 調査期間 平成24年7月5日(木)～10月1日(月)
- ② 調査対象空き家
 - ふだん人が居住していない一戸建ての住宅
 - 周囲への影響が出ている、または出る可能性が高い管理不全な状態の空き家
- ③ 調査結果
 - 空き家数 **361戸**
 - **町内にある一戸建住宅の約7.5%は空き家**であると考えられます。
 - 空き家のうち、**40戸は、管理不全な状態でした。**
(職員による現地調査による)。



	南条地区	今庄地区	河野地区	合計
対象地区(集落数)	21	43	11	75
一戸建て住宅数	2,179	1,832	810	4,821
空き家数	100	155	106	361
(うち、管理不全状態)	6	15	19	40

空き家等の所有者は、空き家等が管理不全な状態とならないよう適正に管理しなくてはなりません。

【管理不全な状態とは？】

- 老朽化により一部又は全部が倒壊するおそれがある状態
- 強風によりトタンや瓦などの建築材等が飛散する状態
- 樹木や雑草が繁茂し、除枝又は除草が必要な状態
- 病虫害が大量に発生している状態
- 野犬やイノシシ等の動物が営巣している状態
- 資材やゴミが散乱し、ゴミの不法投棄場所となった状態
- 不特定者の侵入により火災又は犯罪を誘発するような状態
- 周辺の良い環境を著しく損なうような状態



町では条例の施行にあわせ、空き家等の解体・撤去に係る補助金交付制度も施行します。
補助金額は最大で50万円です。詳しくは防災安全室までお問い合わせください。



倒壊寸前の空き家は周囲に危険を及ぼすほか景観を損なうことにもなります。
(写真はイメージ)

空き家等の適正管理に関する条例の流れ

